

## ISSUE BRIEF

# W T O 新ラウンドにおける日本の立場

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 428 (July 28, 2003)

はじめに

新ラウンド交渉の基本的性格

わが国の立場

各国の立場

交渉における留意点

- 1 アメリカと EU の出方
- 2 途上国への配慮
- 3 交渉技術の改善

おわりに

経済産業課

たなべ さとこ  
(田辺 智子)

調査と情報  
第 428 号

## はじめに

現在、世界貿易機関（WTO: World Trade Organization）の新ラウンド交渉<sup>(1)</sup>が進行中である。新ラウンドは、農業、鉱工業品、サービス、投資ルールなどの広範な分野を含み、交渉の帰趨は日本経済に重大な影響を与えると予想される。わが国の国益実現のためには、WTO 交渉の実態や日本の置かれた立場を冷静に見極める必要があるとともに、わが国の主張をどう理屈づけて各国の理解を得るかについても戦略的な判断が必要となる。

本稿では、新ラウンド交渉の基本的性格、わが国の立場や留意点など、交渉にあたって踏まえておくべき基本的な事項について整理する。なお、交渉全体の経緯や現状については、『調査と情報 ISSUE BRIEF 』第 420 号も合わせて参照されたい<sup>(2)</sup>。

## 新ラウンド交渉の基本的性格

### 新ラウンドの概要

新ラウンドは、2001 年 11 月にカタールの首都ドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議で立ち上げが決定され、翌 2002 年から交渉が開始された。交渉期限は 2005 年 1 月 1 日までとなっており、実質的な交渉期間は 3 年間である。対象分野は表 1 のようになっている。交渉対象となる 7 分野の他、シンガポール・イシューと呼ばれる 4 分野については今年 9 月の第 5 回閣僚会議で交渉を開始するかどうか決定される。

実際の交渉は、分野ごとに交渉グループが立ち上げられ、それぞれのペースで進められている。しかし、最終的には個別に結論を出すのではなく、すべての分野を一括受諾で同時決着させることが決まっている。このため、ある分野で譲歩する代わりに別の分野で譲歩してもらうといった、分野をまたいだ取引が可能となる。

WTO の意思決定は、多数決ではなく全会一致が原則である<sup>(3)</sup>。交渉においては、当事国がお互いに譲歩することにより、すべての国が何らかの利益を得て満足することが成功の条件となる<sup>(4)</sup>。つまり新ラウンドでも、7 分野それぞれで並行して交渉を進めながら各国が調整を重ね、すべての加盟国がすべての分野で納得できる合意案が得られた時点で決着することになる。

---

<sup>(1)</sup> 今次の交渉は、正式には「ドーハ開発アジェンダ」という名称であり、多角的交渉を意味する「ラウンド」という用語は使われていない。しかし、一般にはこれまでと同様、「新ラウンド」と表現されることが多いため、本稿もそれにならった。

<sup>(2)</sup> 「WTO 新ラウンドの現状」『調査と情報 ISSUE BRIEF 』国立国会図書館調査及び立法考査局、420 号、2003.4.14.

<sup>(3)</sup> ただし議決をとるわけではなく、ある決定案に異議を唱える国がなくなった時点で採択が決まるというもので、コンセンサス方式と呼ばれている。

<sup>(4)</sup> 高瀬 保『ガット 29 年の現場から』中央公論社、1997、pp. 170-71.

## 交渉の難しさ

ガット/WTOは、加盟国が自由貿易の利益を得るための枠組みである。ラウンドは一層の自由化のための交渉であるため、基本的にどの分野でも現状より自由化の方向に向かう必要がある。しかし、これまでの8回にわたるラウンド交渉で自由化がかなりの程度進展しており、特に先進国の鉱工業品などでは関税引き下げの余地が小さくなっている。農産物や繊維製品など自由化が遅れている分野は、各国にとって死活的な利害が絡むために後回しにされてきたものである<sup>(5)</sup>。

このため、さらなる自由化交渉が難しくなっており、新ラウンド合意のためには、各国に過去のラウンド以上の覚悟が必要だと指摘されている<sup>(6)</sup>。東京大学教授の小寺 彰氏は、WTOは極めてデリケートな利益のバランスの上に成り立っているため、ラウンドを成功させるためには「過度な期待は持たず、お互い譲り合うところは譲るという姿勢を、少なくとも先進諸国は持つ必要がある<sup>(7)</sup>」と指摘している。

ところが、このように難しい交渉であるにもかかわらず、現状では合意に向けた強力な

表1 新ラウンドの交渉分野と進捗状況

	分野	当面の期限と進捗状況
一括受諾の対象 7分野	農業	2003年3月末が大枠合意の期限だったが決裂。
	非農産品市場アクセス	2003年5月末が大枠合意の期限だったが決裂。
	サービス	2003年3月末までに第1次自由化案を提出。
	知的財産権保護 (ワイン・蒸留酒の地理的表示)	2005年1月1日が最終期限。
	WTOルール (アンチ・ダンピング、補助金、地域貿易協定)	2005年1月1日が最終期限。
	環境と貿易	2005年1月1日が最終期限。
	途上国への特別措置	2002年12月末が期限だったが決裂。
シンガポール・ イシュー (交渉開始を検討中の分野)	投資ルール	2003年9月の第5回閣僚会議で交渉を開始するかを決定。
	貿易と競争政策	
	政府調達 transparency	
	貿易円滑化	
独立して交渉されている分野	紛争解決制度の見直し	2003年5月末が最終期限だったが決裂。
	医薬品の特許権の緩和	2002年12月末が期限だったが決裂。

(出典) 外務省「WTO新ラウンド交渉メールマガジン」<<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>>、

「新ラウンド『非農産品』『紛争解決』も決裂」『日本経済新聞』2003.5.27、その他の新聞報道をもとに作成。

<sup>(5)</sup> 「WTO東京会合への識者の見方(その2)」『通商弘報』2003.3.6, pp. 2-3.

<sup>(6)</sup> 「WTO新ラウンドの先行きは不透明」『通商弘報』2003.6.10, pp. 6-7。(米国アメリカン大学のロバート・ブレッカー教授の発言)

<sup>(7)</sup> 「動き出した新ラウンド WTO新ラウンドでの日本の役割」『経済産業ジャーナル』370号, 2002.2, p. 7.

推進力に乏しい。その大きな原因となっているのが、近年急速に増加している自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）への各国の関心のシフトである。WTOの加盟国は、現在140ヶ国以上に拡大している。この規模の拡大と加盟国の多様化のために交渉にはますます時間がかかるようになっており、各国はより機動的なFTAによる二国間や地域単位での自由化を重視するようになってきている。また、ウルグアイ・ラウンド後の国際通商体制がそこそこ機能しており、各国が大きな問題点を感じていないことも、新ラウンドへの関心が弱い一因と指摘される<sup>(8)</sup>。

### 交渉期限と進捗状況

新ラウンドは、前述のように2005年1月1日を期限としているが、ここにきて各分野の交渉の後れが目立ってきている。農業分野では今年3月末、非農産品市場アクセスでは5月末が大枠合意の期限となっていたが、両分野とも期限内の合意を見なかった。途上国に対する特別措置、医薬品の特許権緩和、紛争解決手続の見直しでも、予定より進展が遅れている。

こうした状況のため、このまま交渉が進捗しないと、新ラウンド全体が推進力を失い瓦解するのではないかという懸念も示されている<sup>(9)</sup>。しかし一方で、農業など難しい分野では早い段階で各国が立場を明確にすることは難しく、今の時点で大枠合意ができていなくても驚くには当たらないという指摘もある<sup>(10)</sup>。通商専門家の間では、当初の期限である2005年までの交渉終結は難しく、2007年までかかるのではないかという見方が強い<sup>(11)</sup>。1986年に開始された前回のウルグアイ・ラウンドでも、当初は4年間の交渉期間を想定していたものの、最終的な妥結までには7年あまりの歳月を費やした経緯がある。

当面の焦点は、今年9月にメキシコのカンクンで開催される第5回閣僚会議で、交渉をどこまで立て直せるかである。この会議はもともと新ラウンドの中間地点として位置づけられていたが、農業など交渉が遅れている分野がすべて持ち込まれることになるため、そこでどこまで合意できるかが注目される。加盟国からは、主要6分野（途上国への特別措置、農業、非農産品市場アクセス、サービス、シンガポール・イシュー、WTOルール）で「中間合意」を目指す方向が提案されている<sup>(12)</sup>。

---

(8) 「WTO新ラウンドの先行きは不透明」『通商弘報』2003.6.10, pp. 6-7. (ブルッキングズ研究所のボスワース上級研究員の発言)

(9) 「新ラウンド、打開の兆し」『日本経済新聞』2003.6.16.

(10) 「WTO東京会合への識者の見方(その2)」『通商弘報』2003.3.6, pp. 2-3 (米・国際経済研究所のハフバウワー上級研究員の発言)、「悲観の必要ない亀裂修復の場に」『毎日新聞』2003.4.2 (畠山襄・元通商産業審議官・現国際経済交流財団会長の発言)。

(11) 「2007年が現実的目標 WTO新ラウンド合意期限」『日本経済新聞』2003.3.27 など。

(12) 「新ラウンド9月中間合意で一致」『日本経済新聞』2003.5.10、外務省「WTO新ラウンド交渉メールマガジン」52号。<<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>>

## わが国の立場

### 新ラウンドの重要性

日本はしばしば、ガット / WTO ルールのもとで自由貿易の恩恵を最も受けてきた国の一つといわれる<sup>(13)</sup>。このため、今後の日本経済のためにも、日本は新ラウンドの成功に向けて積極的な役割を果たすべきという論調が強い。また、近年の各国の FTA 網構築の動きに出遅れた日本にとっては、WTO の多国間の枠組みの重要性がいっそう増している。日本企業は、FTA が無いためにメキシコ市場での取引で打撃を受けており、こうした不利益を最小化するためには WTO を通じて多国間ルールを強化することが有効となる。また、もしも新ラウンドが失敗すれば、そのときにわが国が受ける悪影響は、FTA で先行している国々より大きくなると予想される。

### 分野別の強みと弱み

交渉分野のうち、わが国が一層の自由化やルール明確化を求める「攻めの分野」としては、アンチ・ダンピングと投資ルールがある。アンチ・ダンピングでは、わが国の鉄鋼製品などを対象にアンチ・ダンピング措置を多発しているアメリカなどに対し、規律の強化を求めている。投資ルールでは、日本企業が海外に直接投資する際、相手国（特に途上国）の投資保護法制の不備のために不利益を被る場合があるため、WTO での統一的な投資ルールの策定を求めている。

一方、わが国が自由化を迫られる「守りの分野」の代表的なものが農業である。わが国は、農業の持つ多面的機能への配慮などを論拠に過度の自由化に反対しているが、アメリカ、オーストラリアなどを中心とした農産物輸出国からは強く自由化を求められている。非農産品市場アクセスについては、わが国の鉱工業品の関税率がすでに低いため、基本的に日本に強みのある分野である。ただし、林産品、水産品、皮革、履物など、一部に保護の度合いの高い品目が含まれている。また、ルール交渉に含まれる漁業補助金の扱いも、わが国にとっては難しい問題である。

### 交渉戦略

わが国の新ラウンド交渉をめぐる繰り返しの指摘されているのが、農業と他分野のバランスをとり、総合的な国益を追求するための統一的な通商戦略の必要性である<sup>(14)</sup>。新ラウンドが幅広い分野を含む包括的な交渉となったことは、農業・一次産品という政治的に難しい分野を抱えるわが国にとって有利な点であった。ただし、この包括性を生かすためには、どの分野でどこまで譲り、どの分野を守るかについての総合的な判断が必要となる。

---

<sup>(13)</sup> 『日本経済新聞』2003.2.18 社説、『朝日新聞』2003.5.5 社説など。

<sup>(14)</sup> 「社説：新ラウンド 交渉の立て直しを急げ」『朝日新聞』2003.5.5、「日本、司令塔不在を露呈 農業と他分野 統一戦略なし」『毎日新聞』2003.2.17 など。

また、日本ではこれまで、国際的なルールは与えられて守るものという意識が強かったが、今後はルール作りの段階から積極的に関与する必要性が指摘されている<sup>(15)</sup>。それと同時に、これまではルール決定プロセスには十分参加しなくても、決定された事柄はきっちり実施してきたにもかかわらず、それが国際社会で理解されず損をしているという指摘もある<sup>(16)</sup>。

## 各国の立場

表2は、分野ごとの主要国の立場を簡略化してまとめたものである。ある分野で日本と利害を同じくする国々も、別の分野では対立関係にあるなど、各国の利害が複雑に絡み合っていることがわかる。このため、分野ごとに共闘できる相手は変わってくる。共通の利害を持つ国々が、「アンチ・ダンピング・フレンズ」「(農業の)多面的機能フレンズ」といったように、グループを作って協調行動をとる場合もある。

しかし、各国の実状は、こうした単純化した図式以上に複雑である。例えば、日本などに自由化を要求している農産物輸出国でも、一部に競争力のない高関税品目を抱えている場合がある。カナダの酪農、アメリカの酪農や砂糖などがこの例で、いずれも国内農業者を手厚く保護してきた政治的に難しい分野である。このため、総論としては大胆な自由化が議論されても、最終段階では必ず例外措置が設けられ、酪農やコメが入るはずだという

表2 新ラウンド主要交渉分野における主な国々の立場

交渉分野	自由化やルール見直しに対して	
	積極的	消極的
農業	アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、途上国の大半	日本、韓国、EU、スイス、ノルウェー
非農産品市場アクセス	先進国	途上国
サービス	先進国	途上国
知的財産権保護 (ワイン・蒸留酒の地理的表示)	EU	アメリカ、オーストラリア、アルゼンチン
アンチ・ダンピング	日本、中国、韓国、インド、スイス、ノルウェー、メキシコ、ブラジル	アメリカ、エジプトなど
投資ルール	日本、EU、アメリカ	インド、マレーシア
医薬品の特許権緩和	途上国	アメリカ

(出典)「WTO交渉難航 守勢・日本、打開探る」『朝日新聞』2003.7.3、外務省「WTO新ラウンド交渉メールマガジン」<<http://www.wtojapan.org/mailmagazine/>> などをもとに作成。

<sup>(15)</sup>「動きだした新ラウンド WTO新ラウンドでの日本の役割：座談会」『経済産業ジャーナル』370号、2002.2, p. 7 (團野廣一・日本経団連貿易投資委員会総合政策部会長の発言) など。

<sup>(16)</sup>高瀬 保『ガット29年の現場から』中央公論社 1997, p. 133, 鈴木宣弘「WTO交渉の進展に伴う諸問題の検討」『農業構造問題研究』215号、2002, p. 36。

冷静な見方もある<sup>(17)</sup>。結局はどの国も、自由化が自国の生産者に利益をもたらす品目については保護削減を主張しても、損失をもたらす品目については保護を主張しているという現実を、冷静に見極める必要があるだろう<sup>(18)</sup>。

## 交渉における留意点

### 1 アメリカとEUの出方

新ラウンドでは、次節で述べるように途上国の存在感がこれまでになく増しているが、依然として大きな影響力を持っているのがアメリカとEUである。まず米・EU間で話がつくことが、新ラウンド進展の必要条件と見られている<sup>(19)</sup>。

米欧間には、アメリカの鉄鋼セーフガード、EUの遺伝子組換え食品規制など、深刻な貿易紛争が多い。新ラウンドでも、農業をはじめいくつかの分野では主張が対立している。しかし、表向きは対立しているように見えるが、時期がくれば落とし所を探って妥協に向かう可能性もある。ウルグアイ・ラウンドでは、農業分野で対立していた米欧による電撃的な合意が交渉妥結のきっかけとなっており、このとき蚊帳の外に置かれた日本は、不利な条件でコメのミニマム・アクセス（最低輸入量）を受け入れる結果となった<sup>(20)</sup>。新ラウンドでも同様に、両者が妥協に動いて日本が取り残される恐れもある<sup>(21)</sup>。このため、米欧の動きには常に注意を払っておく必要があるといえる。

問題は米欧がいつの時点で妥協に向かうかであるが、アメリカは2004年秋に大統領選挙を控えているため、それまでは新ラウンド合意のような大きな政治判断は避けるという見方が強い<sup>(22)</sup>。米国では議会が通商に関する権限を持っており、大統領に期限付きで一括交渉権を付与する慣行がある。この一括交渉権がないと、他国との交渉結果を議会が一部修正できることになるため、他国はアメリカとの通商交渉を行いにくくなる。今回議会が定めた一括交渉権の期限は2005年6月1日までで、さらに2年間の延長が可能であるため、最終的な期限は2007年中頃となる見込みである。このため、一括交渉権が切れる前に新ラウンドを妥結しようという意思が他の加盟国にも働き、2007年が実質的な期限となるだろうという見方がある<sup>(23)</sup>。

---

(17) 鈴木宣弘「WTO交渉の進展に伴う諸問題の検討」『農業構造問題研究』215号、2002、p.10。（カナダのWTO担当局長の発言）

(18) 同上、p.11.

(19) 「WTO新ラウンド 米欧『仲直り』演出」『日本経済新聞』2003.5.4.

(20) 清水真人「霧の中の新ラウンド農業交渉」『農業と経済』第69巻2号、2003.2、p.12、「新ラウンド、打開の兆し」『日本経済新聞』2003.6.16.

(21) 「WTO交渉難航 守勢・日本、打開探る」『朝日新聞』2003.7.3.

(22) 「新ラウンド『協調行動』乏しい策」『朝日新聞』2003.5.31、夕刊 など。

(23) 「WTO新ラウンドに影」『朝日新聞』2003.3.28.

交渉担当者の任期も、重要な要素となりうる。EU のラミー通商担当委員の任期は 2004 年末までであり、米国のゼーリック通商代表も大統領選挙の結果次第では 2004 年末で任を退くことになる。両者ともに、任期がちょうど新ラウンドの交渉期限と重なっていることになる。このため、自らの任期内の新ラウンド決着にこだわる動機は両者とも十分あるという見方がある一方<sup>(24)</sup>、任期が残り少ないからこそ WTO 交渉よりも早期に成果が得られる FTA 締結交渉に傾注しているのではないかという見方もある<sup>(25)</sup>。また、ラミー通商担当委員とゼーリック代表は旧知の間柄であり、ファーストネームで呼び合う仲であることが知られている。

また、農業交渉を打開させる一つのきっかけとなりうるのが、EU の共通農業政策 (CAP) の改革である。加盟国間の厳しい交渉の中でまとめる CAP 改革案は、EU が対外的な通商交渉で妥協可能なぎりぎりの線を示すメッセージとなるためである。EU は、この 6 月に農業補助金削減を含む改革案で合意しており、これを受けてアメリカは、改革を反映させた具体的な提案を EU に求めている<sup>(26)</sup>。しかし、改革の度合いが不十分であるため、9 月の閣僚会議に向けて合意の流れをつくるほどの力はないという見方もある<sup>(27)</sup>。

## 2 途上国への配慮

新ラウンドでは、先進国主導の色彩が強かった前回までのラウンドと異なり、途上国の存在感と影響力が大きなものとなっている。現在では、140 以上となった加盟国・地域のうち 4 分の 3 を途上国が占めており、途上国の意向を無視しては交渉が進まなくなっている。このため、日本をはじめ先進国にとっては、途上国をどう味方につけるかが課題となる。

途上国側が強く求めているのが、通商政策に関係する技術面の支援である。多くの途上国は、複雑で高度な WTO の諸協定の実施に当たって技術面・人材面で困難を抱えているためである。この技術支援は、守りの分野が多く相手の譲歩を引き出すために譲れる分野が少ない日本にとっては、数少ない有効な交渉カードとなっている<sup>(28)</sup>。

特に、日本が重視している投資ルールの策定は、先進国が途上国に対し、予見性の高い投資法制を求める交渉である。しかし、既存の協定の実施にも困難を抱える途上国は新たなルールには消極的なため、技術支援をセットで提供することが有効となる<sup>(29)</sup>。日本は国際協力事業団などを通じて技術支援を行っているが、投資ルール作成に消極的なインド、パキスタン、アフリカ主要国などの理解を得るためには、対象地域の拡大や二国間ベース

<sup>(24)</sup> 清水真人「霧の中の新ラウンド農業交渉」『農業と経済』69 巻 2 号, 2003.2, p. 12.

<sup>(25)</sup> 「WTO 東京会合への識者の見方 (その 3)」『通商弘報』2003.3.11, p. 8 (米・国際経済研究所のハフバウワー上級研究員の発言)

<sup>(26)</sup> 「WTO 新ラウンド 農業交渉が停滞」『日本経済新聞』2003.7.2, 夕刊.

<sup>(27)</sup> 「『9 月大枠合意』困難に」『朝日新聞』2003.7.2, 夕刊.

<sup>(28)</sup> 荒木正明「キャパシティー・ビルディングはなぜ必要か」『ジェットロセンサー』621 号, 2002.8, p. 52.

<sup>(29)</sup> 荒木正明「キャパシティー・ビルディングはなぜ必要か」『ジェットロセンサー』621 号, 2002.8, p.

の支援など、交渉合意に直結する戦略的な支援が必要と指摘されている<sup>(30)</sup>。

その他の分野で途上国が最も重視しているのが農業であり、農業分野の進展なしに他分野の進展はないという立場を取っている<sup>(31)</sup>。多くの途上国は、自国産品の市場アクセスを拡大するため、先進国に一層の関税引き下げを求めている。これは農産物関税の大幅引き下げを主張するアメリカやカナダなどと近い立場であるが、わが国は、現行の特恵関税制度を維持するほうが途上国の利益が大きいと説明し、理解を求めている<sup>(32)</sup>。特恵関税というのは、先進国が途上国に対し、他の WTO 加盟国よりも低い税率を適用する優遇措置である。一律にすべての国に対する関税が引き下げられるより、全体の関税率は高いまま途上国だけが低い税率を享受できるほうが得策ではないかという主張である。

### 3 交渉技術の改善

日本がどのような内容の主張をするにせよ、それが各国の理解を得て交渉の実を上げるためには、効果的に交渉を進める必要がある。しかし、これまでの日本は、文化的な違いなどから国際交渉で損をしてきた面があり、交渉技術を改善する余地があると指摘されている。

東海大学の高瀬 保教授は、29 年間にわたり、ガットの事務局職員として交渉を内側から見てきた経験を持つ。同氏は、国際会議に適合しない日本の交渉姿勢や制度慣行に内心残念な思いをしてきたといい<sup>(33)</sup>、著書の中で改善策を提案している。九州大学の鈴木宣弘助教授は、農業交渉でわが国がとるべき姿勢について提言を行っているが、その主張は農業以外の分野にも適用できる一般性を持っている。両氏の指摘は大筋で重なり合っており、そのポイントをまとめると以下ようになる。

二国間交渉の場合は、時として国力を背景とした理不尽な要求が出ることもあるが、WTO のような多国間の交渉では、筋の通ったことを言わなければ通らない<sup>(34)</sup>。このため、たとえ自国の利益実現のための主張であっても、その提案が世界にとってバランスがとれ、有益であると説明づける必要がある<sup>(35)</sup>。

日本はもっと、科学的根拠に基づいた具体的な提案をしていくべきである<sup>(36)</sup>。例えば、農業交渉で多面的機能が大切であると主張するのであれば、多面的機能をどのくらい維持する必要があるか、そのためにはどれだけの保護が必要かを具体的な数値で示したほ

---

51-52.

<sup>(30)</sup> 同上, p. 54.

<sup>(31)</sup> 「新ラウンド、打開の兆し」『日本経済新聞』2003.6.16 など。

<sup>(32)</sup> 一杉克彦「途上国に何を提案するか」『農業と経済』69 巻 2 号, 2003.2, p. 43.

<sup>(33)</sup> 高瀬 保『ガット 29 年の現場から』中央公論社 1997, p. 138.

<sup>(34)</sup> 同上, pp. 70-71.

<sup>(35)</sup> 同上, p. 75, 103.

うがよい。そうでないと、せっかくのよい主張も各国に理解されない。

交渉の「落とし所」を探り、非協力的な印象を与えないためには、数字の入った対案が必要である<sup>(37)</sup>。「落とし所」は対立する両者の主張の間を取って決まるため、それを計算に入れれば、最初の段階ではそれより強めの主張をすることが効果的となる<sup>(38)</sup>。

日本は、ある国に対して何かの面で負い目があると、遠慮したり「やぶへび」になることを恐れたりして必要な主張をせずに伏せることがある。しかし、国際交渉ではこのような日本的な配慮は必要なく、自国に有利なことはすべて主張したほうがよい<sup>(39)</sup>。

わが国では、国際交渉に必要な語学力と論理的思考力に長けた人材が不足しているうえ、外交官の異動のサイクルが早く十分な交渉経験を積めていない<sup>(40)</sup>。最近では、閣僚級交渉も通訳なしで行われることが多いが、それに対応できていない<sup>(41)</sup>。

行政省庁の縦割りのために、交渉担当者が明確な指示と必要な裁量を与えられておらず、交渉の場で柔軟な対応ができない<sup>(42)</sup>。また、常に省庁間の調整が必要となるため、交渉全体の流れを踏まえた大局的な判断を行いにくい<sup>(43)</sup>。

国際交渉では、自国の前向きの国際協力姿勢をできるだけ売り込むことが大切で、それが積もり積もって将来の交渉の役に立つ<sup>(44)</sup>。

## おわりに

以上、WTO 新ラウンドにおける日本の立場について、基本的な状況と問題点を整理した。新ラウンドは、各国が譲歩しあうことによって、すべての国が利益を得ることを目標とした交渉の場である。今後ラウンドが山場を迎えると、米国や EU、その他の国々が、自国の利益を冷静に計算しながら、したたかな駆け引きを繰り広げることが予想される。わが国としても、こうした状況を的確に踏まえたうえで対応していく必要があるだろう。

国際交渉で成果をあげるためには、直接の交渉担当者が必要な能力を身につけるだけでなく、国内から交渉を指揮する人々や、それに影響を与える政治や世論にも国際感覚が必要だと指摘されている<sup>(45)</sup>。わが国でも、関係者全体が、国際交渉への理解を深めていくことが大切なのではないだろうか。

---

<sup>(36)</sup> 鈴木宣弘「WTO 交渉の進展に伴う諸問題の検討」『農業構造問題研究』215号, 2002, pp. 36-37.

<sup>(37)</sup> 鈴木宣弘「WTO 農業モダリティ交渉戦略への提言 モダリティをどう提案していくか」『週刊農林』2003.2.15, p.5.

<sup>(38)</sup> 同上.

<sup>(39)</sup> 高瀬 保『ガット 29 年の現場から』中央公論社 1997, p. 134, 鈴木・前掲注(37), p.9.

<sup>(40)</sup> 同上, pp. 132, 146-147.

<sup>(41)</sup> 同上, pp. 158.

<sup>(42)</sup> 同上, pp. 94-95.

<sup>(43)</sup> 同上, p. 153.

<sup>(44)</sup> 同上, p. 139.

<sup>(45)</sup> 同上, pp. 78-79.